

子ども・若者施策推進特別委員会

番 号	令7・17号	受理月日	令和7年11月14日	付託月日	令和7年11月28日
件 名	在宅育児支援手当の導入に関する陳情				
請 願 者					
紹介議員					

1 要旨

(1) 目的

世田谷区在住の在宅育児世帯に対し、保育所利用者との公平性等を考慮した「在宅育児支援手当」を創設し、多様な子育て環境を支援することを求める。また、在宅育児支援手当の副次的な効果として、少子化対策や児童虐待防止に大きく寄与するなど費用対効果も優れた政策であることから、実現に向けた具体的な検討を求める。

(2) 対象

世田谷区内に在住する3歳未満の子どもがいる世帯に対して、子ども一人につき毎月一定額（所得等に応じて3万円から10万円まで）の手当を支給する（想定される支給対象者数、支給額については下記4のとおり）。

ただし、保育所等利用者、育児休業給付金の受給者（配偶者も含む。）、生活保護受給者は除く。

2 主たる理由

(1) 経済的負担の不公平性の解消

現在、保育所等を利用する世帯に対しては、税金を原資として保育料の無償化や補助金が支給されている。一方、在宅で育児を行う世帯には、これに代わる経済的支援はなされておらず、子育ての形態によって公的支援に大きな格差や不公平感が生じており、在宅育児支援手当によってこれを解消する。

(2) 子育ての選択肢の尊重

在宅育児を希望していても経済的な負担等から在宅育児を選択できていない世

帶が、在宅育児支援手当を契機に希望通りの子育てを選択できるようになり、親子の幸福度の向上にもつながる。

なお、世田谷区においては、介護保険サービス等を利用せず、家族によって介護がなされている世帯に対して家族介護慰労金が支給されているが、在宅育児支援手当は、家族介護慰労金の子育て版と捉えることも可能である。

(3) 不本意ながら在宅育児を選択し、経済的に困っている世帯への支援と児童虐待の防止

経済的には共働き等を希望するものの、家庭の事情等から不本意ながら在宅育児を選択し、経済的に困難を抱える世帯に対する支援を行う。例えば、いわゆるグレーゾーンの障害・疾病であるために十分に働けない一方で、稼働能力が全くないわけでもないために生活保護も含めた公的支援が受けられにくかったり、子供の疾病、障害等で保育所に預けることでかえって家庭に負担が生じたりするといった事情から在宅育児を選択せざるを得ない世帯である。特にこうした世帯は、相対的に見れば、経済的にも困難を抱え、在宅育児のために孤立して児童虐待のリスクが高い傾向にあり、在宅育児支援手当によって児童虐待防止にもつながる。ほかには、フリーランスのために保育園利用の審査から漏れたり、転勤族のために安定した仕事に就かなかったりする世帯への支援にもなる。

3 副次的に派生する効果

(1) 少子化対策

在宅育児支援手当の導入によって、子育てに係る経済的な負担が減少することで出生率が向上する。全国的に見ると、2015年以降、共働き世帯の合計特殊出生率が向上する一方で、いわゆる専業主婦世帯（正確には妻が被扶養者世帯）の合計特殊出生率が低下することで全体的に合計特殊出生率が低下し、世田谷区も同様の傾向であると思料されることから、在宅育児支援手当は少子化対策としての効果が強く期待できる。

なお、3歳未満の子どもがいる世帯を対象に総額300万円の在宅育児支援手当を給付すると、いわゆる専業主婦世帯の合計特殊出生率は0.39上昇するという試算もなされている。

(2) 保育所、保育士不足の緩和と、保育所利用者減少による予算の節減

待機児童が解消されるなど保育所不足は一定の落ち着きを見せているものの、

保育士不足は依然として見られるところ、在宅育児支援手当によって保育所等利用者が減少して保育士不足問題を緩和することができる。また、保育所利用に係る公金（0歳児一人月37万円、1～2歳児一人月19万円など）の節減につながる。

（3）在宅育児をする親の自己肯定感の向上及び就労に向けたスキルアップのための自己投資の促進

在宅育児を選択した親の一定数は、家庭の外で働いていないことで社会に貢献していないとして自己を卑下するような感情を抱いているところ、在宅育児支援手当によって、自らの育児が社会的に評価されているとして、自己肯定感の向上及び家庭の安心につながる。また、自ら稼働しておらず、しばしば配偶者の収入に家計を依存しているがゆえに、気兼ねして復職を見据えた自己投資が抑制されていたところ、在宅育児に対する対価の意味合いもある在宅育児支援手当を、自由に自らのスキルアップのための自己投資をすることができ、円滑な就労につながることが期待される。

（4）地域コミュニティの担い手不足の緩和

在宅育児支援手当を契機に、在宅育児に転換する世帯が増加すると、乳幼児期の養育をしているという制約があるとはいえ、地域コミュニティに参加する機会ともなり、不足する地域コミュニティの担い手となることも期待できる。

4 在宅育児支援手当の支給対象者数・支給額

（1）支給対象者数

世田谷区においては、現在、保育園等を利用しておらず、在宅育児となっている3歳未満の子どもは約6千人となる（国勢調査を基に推定したもの）。

（2）世帯所得に応じた支給額

世帯の所得に応じて以下の通り、3段階に給付水準を分ける。ただし、利用可能な予算規模に応じて給付水準は変化するため、下記はあくまで一案である。

子ども一人月3万円：世帯所得（課税前）1200万円以上

子ども一人月7万円：世帯所得（課税前）700万円以上～1200万円未満

子ども一人月10万円：世帯所得（課税前）700万円未満

なお、保育所等利用者、育児休業給付金の受給者（配偶者も含む。）、生活保護受給者は対象から除く。

5 在宅育児支援手当導入に際して予想される批判に対する説明

- (1) 在宅育児支援手当によって、共働きから在宅育児に切り替える人が増えると、労働力が減り、人手不足が加速するのではないかという懸念

確かに労働力が減る可能性はあるが、他方で保育園に預ける子供が減り、保育士の人手不足が緩和される面もある。また、上記2及び3のとおり、他にも多くのメリットがあり、その恩恵は労働力の減少を補って余りあると言える。

- (2) 在宅育児支援手当によって在宅育児世帯が増えると、孤立して虐待が増加するのではないかという懸念

確かに保育園を利用しない、いわゆる専業主婦の子育てにおける孤立は虐待のリスクとなっている。そのため、下記6のとおり、在宅育児支援手当支給の要件として、交流の場に参加したり、相談機関に相談したりすることを制度に組み込むことを検討する必要がある。

- (3) 専業主婦はすでに優遇されているという俗説

専業主婦は、稼働しておらず、所得税や社会保険料等を納めていないにも関わらず、3号被保険者として年金を受け取れるなど優遇されているとする言説が社会に流布されている。在宅育児支援手当を導入する際に区民から理解を得られにくい可能性がある。しかし、次の通り、それらはある種俗説である。

ア 税負担等

世帯収入が同じであれば、子供がいる共働き世帯より子供がいる片働き世帯の方が税全体で負担が大きい。片働き世帯には、働いていない親に対する配偶者控除があっても、所得税・住民税等(児童手当等の受給も含む。)の全体では専業育児世帯の方が重くなる。例えば、世帯収入1千万円であれば、年間57万円程度片働き世帯の方が税負担等が重いとされている。

イ 3号保険

働いていない方の親は、3号被保険者として社会保険料負担が免除されていても、夫婦全体の世帯年収が同じであれば受け取る年金は専業育児世帯も共働き世帯と同額である。

- (4) 現金給付にすると、単なる親のための遊興費など、必ずしも子供の育成や家庭の安定につながる使い方にならず、「バラマキ」になるのではないかという懸念

例えば親のギャンブル等に使用される可能性はある。しかし、同様の問題は、世田谷区において導入されている在宅介護世帯に対して支給される「家族介護慰

労金」にも共通するものの、問題視されておらず、在宅育児支援手当の導入を否定する論拠にはなりにくい。

6 検討要望事項

本陳情については、上記5までが主たるものであるが、今後も在宅育児世帯に対する支援を議論する上で、以下の点についても検討されたい。

- (1) 孤立防止・虐待防止の観点から、家庭外の交流の場に参加したり、相談機関に相談したりすることを在宅育児支援手当の受給条件とすること

在宅育児支援手当の受給に当たっては、例えば、3か月に1回、定期的に子育てに関する交流の場（おでかけひろば、認定こども園）の参加や子育てに関する相談機関への相談（子ども家庭支援センターや児童館、地域子育て支援コーディネーター）を証明する必要があるものとすることが望ましい。

- (2) ひとり親に対する経済的支援を拡充すること

在宅育児を選択した後に夫婦別離した場合、キャリアを積まない期間が一定あるために就職できずに、経済的に困窮するというリスクが、在宅育児の選択しにくいことの大きな要因として存在する。そのため、在宅育児も選択しやすくする観点から、ひとり親に対する経済的支援を拡充することが望まれる。例えば、現状のひとり親控除（所得控除額35万円）を拡大することが考えられる。

- (3) 子供が3歳以降の就職支援の拡充

ひとり親に対する就職支援は一定程度整備されている一方、在宅育児から共働きへの移行に対する支援は、リスクリミング費用に対する融資の優遇制度のみである。在宅育児期間中の子育て経験を就労に生かす観点からのキャリアカウンセリングを重点的に展開することに加え、在宅育児から共働きに移行する親を雇用する企業への助成制度などの実施が望まれる。

- (4) 将来的にユニバーサル保育手当を導入することについて

支援の程度について共働きの世帯と在宅育児世帯との間での著しい偏りのは正の意味が大きい在宅育児支援手当であるが、将来的には共働きも在宅育児（いわゆる専業主婦）、どちらにも中立で、真に自身の望む子育ての在り方を選択しやすくする制度が望まれる。例えば、保育園に投入している税金を基本的に廃止し、利用する場合は一定の利用料を徴収する一方で、専業育児世帯・保育園利用世帯の別にかかわらず、子供一人当たり月数十万円の「ユニバーサル保育手当」を支

給することが考えられる。